

市辺地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、市辺地区まちづくり協議会（愛称「万葉のまち市辺」）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東近江市立市辺コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、「歴史と文化香いにしへの郷いちのべ」の恵まれた自然環境と地域文化のよさを継承しながら、地域住民が自ら知恵を絞り、行動することにより、地域が抱える課題を解決し、「このまちで心豊かに住み続けたい」と思えるまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公共施設の指定管理業務に関する事業
 - ・東近江市立市辺コミュニティセンター指定管理事業
- (2) 市辺地区まちづくり計画に関する事業
 - ・子ども健全育成に関する事業
 - ・減災・安全安心に関する事業
 - ・歴史・文化に関する事業
 - ・自然・環境に関する事業
 - ・地域活力に関する事業
 - ・健康・福祉に関する事業
 - ・広報・情報に関する事業
 - その他本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 個人会員・・・東近江市市辺地区に在住する住民
- (2) 団体会員・・・市辺地区まちづくり計画に賛同し、まちづくり活動に参画する各種団体（別表1）

(評議委員会)

第6条 本会は、企画・運営について意見を求めるために、評議委員会を置く。

2. 評議委員会は、全自治会長をもって構成する。
3. 評議委員会は、運営委員会へ地域課題の解決のための事業提案ができるものとする。
4. 評議委員会は、次の人事に関することを協議する。
 - (1) 本会役員の推薦に関すること
 - (2) コミュニティセンターの事務職員の雇用に関すること
5. 評議委員会は、本会の企画・運営に関する適切性を確認し、次の事項を協議する。
 - (1) 総会提出議案

- (2) 運営委員会から協議が必要とされた事項
- (3) 運営委員会から事業の実施にあたり、協力要請があったとき

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 事務局 1名
 - (4) コミュニティセンター業務主任者(館長) 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 会計監事 2名
2. 役員の選出は、会員の中から評議委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
 3. 副会長は、自治会連合会の中から1名、団体会員の代表者の中から1名、まちづくり委員の中から1名を選任するものとする。
 4. 会計監事は、自治会連合会の中から選任するものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職を代理する。
副会長3名は各分担して次の事業を主に調整または管理運営するものとする。
 - (1) 自治会連合会から選任された副会長は自治会連合会の事業
 - (2) 団体会員代表から選任された副会長は各種団体の事業
 - (3) まちづくり委員から選任された副会長はまちづくり協議会の事業
3. 事務局長は、本会の事務を掌する。
4. コミュニティセンター業務主任者(館長)は、市辺コミュニティセンターの管理運営及び諸事業に関することを行う。
5. 会計は、本会の会計を掌する。
6. 会計監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員(自治会連合会から選出された副会長及び会計監事を除く)の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じ補充した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(まちづくり委員)

第10条 本会の活動を推進するために、まちづくり委員を置く。

2. まちづくり委員は、次の各号による者とする。
 - (1) 各自治会(定数は別に定める…別表2)から選任された者
 - (2) 本会の活動に賛同する個人会員で事務局に登録した者
3. まちづくり委員は、まちづくり計画に基づき活動を行うものとする。
4. まちづくり委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(総会)

第 11 条

総会は、本会の最高決議機関であって、毎年 1 回定期総会を開催するほか、会長または評議委員会及び運営委員会が必要と認めた場合、臨時総会を開催しなければならない。

2. 総会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 全自治会長
 - (2) まちづくり委員
 - (3) 各種団体会員の代表者
3. 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 規約の改正及び廃止
 - (2) 役員の選任
 - (3) まちづくりの事業計画及び収支予算
 - (4) まちづくりの事業報告及び収支決算
 - (5) 指定管理の事業計画及び収支予算
 - (6) 指定管理の事業報告及び収支決算
 - (7) その他、本会運営に関する重要事項
4. 総会の議長は、その総会出席者から選出する。
5. 総会は、第 11 条 2 項に定めた者で、本人出席と委任出席が 2 分の 1 以上により成立する。議事は出席者の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 12 条

本会を円滑に運営するために、運営委員会を置く。

2. 運営委員会は次の者で構成する。
 - (1) 本会役員（会計監事を除く）
 - (2) 全自治会長
 - (3) 各種団体会員の代表者
 - (4) 各専門部会の長
 - (5) 役員が必要と認めた者
3. 運営委員会は、会長が召集し、会議の議長は会長が行う。
4. 運営委員会は、総会議決方針に基づき、次の事項を協議する。
 - (1) 本会第 4 条の各種事業の執行に関すること
 - (2) 自治会、各種団体との連絡調整に関すること
 - (3) 総会提出議案の作成に関すること
 - (4) 評議委員会から提案協議のあった事項に関すること
5. 運営委員会の議事は出席者の過半数で決するものとする。

(役員会)

第 13 条

役員会は、総会及び運営委員会、その他本会が円滑に運営されるために、必要とする調整事項等を協議し、意思決定機関としての方針を定める。

2. 役員会は、会計監事を除く役員で構成する。
3. 役員会は会長が必要に応じ召集する。

(専門部会)

- 第 14 条 本会のまちづくり計画に基づく事業を具体的に企画、実践するために事業内に応じ複数の専門部会を置く事ができる。(別表3)
2. 各専門部会はまちづくり委員で構成する。
 3. 各専門部会に正副部会長を置く。
 4. 各専門部会の事業は運営委員会の承認を得て執行する。

(事務局)

- 第 15 条 本会に事務局を置き、必要に応じ事務局員を置くことができる。
2. 事務局員は、会長が委託し、運営委員会の承認を得る。

(経費)

- 第 16 条 本会の運営経費は次の資金をもって充てる。
- (1) 市辺コミュニティセンター施設指定管理料
 - (2) 東近江市まちづくり総合交付金
 - (3) 補助金・寄付金等、その他の収入

(会計)

- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

- 第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会運営に関して必要な事項が生じた場合は、運営委員会で協議し定める。

付則

1. この規約は、平成 19 年 2 月 25 日から施行する。
2. 設立当初の役員の任期は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年度総会の日までとする。
3. 設立当初の会計年度は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、成立の日から 3 月 31 日までとする。
4. この規約は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。
5. この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行する。
6. この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、指定管理業務に関する条項については、指定管理開始日より施行する。
7. この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規約は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。
9. この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

団体会員

	団 体 名
1	市辺地区自治会連合会
2	市辺地区社会福祉協議会
3	市辺地区体育協会
4	市辺地区民生委員児童委員協議会
5	市辺地区老人クラブ連合会
6	市辺地区子ども会連合会
7	市辺地区青少年育成会
8	市辺地区地域教育協議会
9	市辺地区防犯自治会
10	市辺地区人権のまちづくり協議会
11	日赤奉仕団市辺分団

(別表2)

まちづくり推進委員 定数

自治会名	戸数	定数
東市辺	116	4
西市辺	73	2
糠 塚	49	2
野 口	227	7
三津屋	54	2
布 施	88	3
蛇 溝	59	2
長谷野	31	1
布 引	7	1
船 岡	100	3
柏	85	3
布引台1丁目	131	4
布引台2丁目	116	3
合 計	1,136	37

(別表3)

専門部会

	部 会 名
1	子ども健全育成部会
2	安全・安心部会
3	歴史・文化部会
4	自然・環境部会
5	地域活力部会
6	健康・福祉部会
7	広報部会